

## 耕作放棄地全体調査要領

平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号  
最終改正 平成 22 年 9 月 16 日付け 22 農振第 1229 号  
農林水産省農村振興局長通知

### 1 趣 旨

我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効利用を図ることが重要であることから、新たな食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、耕作放棄地の再生・有効利用を促進する必要がある。

一方、耕作放棄地の解消に向けては、国及び都道府県の協力の下、平成 20 年度から市町村・農業委員会による耕作放棄地の状況等を把握するための現地調査を行い、解消対策を推進してきたところである。

こうした状況を踏まえ、新たな基本計画の下、農地の確保や有効利用に係る取組の一環として、引き続き現況が耕作放棄地となっている農地を対象に荒廃の状況等を把握する現地調査（以下「調査」という。）を実施するとともに、把握した耕作放棄地に係る解消計画を定め、耕作放棄地解消に向けた取組を推進するものとする。

### 2 実施体制

- (1) 調査は、市町村・農業委員会が行うものとする。
- (2) 国及び都道府県は、全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携しつつ、耕作放棄地の情報提供等の協力を行うものとする。
- (3) 市町村・農業委員会は、調査を効率的かつ速やかに進めるため、必要に応じて、土地改良区役職員・総代、農業協同組合職員、農業共済組合の損害評価員に対し、耕作放棄地の情報提供等調査の応援を求めるものとする。

### 3 耕作放棄地の区分

調査においては、荒廃した耕作放棄地の状況に応じて、一筆ごとに以下の区分を行うものとする。

なお、(3)に区分された土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域（以下単に「農用地区域」という。）内に存する土地については、市町村は、「「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2127 号農村振興局長通知）に基づき農用地区域に残置する土地とそれ以外について区分するとともに、残置するとした理由について整理するものとする。

また、(4)に区分された土地については、次年度の調査において速やかに(1)から(3)までに区分するものとする。

- (1) 人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地（以下「草刈り等」という。）を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地
- (2) 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備（区画整理、暗きょ排水、

客土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用すべき土地

(3) 森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知。以下「農地・非農地判断基準」という。)の第3に定める基準に従って、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地(以下「非農地」という。)

(4) 森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が農地・非農地判断基準の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するに至っていない土地(以下「非農地(判断未了)」という。)

#### 4 調査時期及び調査方法

(1) 市町村・農業委員会は、国及び都道府県の協力の下、基本的に毎年度、8月から11月までにかけて調査を行うものとする。

(2) 調査は、毎年度、

ア 過年度の調査において、3の(1)、(2)及び(4)に区分された土地について、耕作放棄地の解消の有無並びに当該調査年度における3に基づく区分

イ 新たな耕作放棄地の発生及びその3に基づく区分

について把握するものとし、耕作放棄地の現状について目視による確認を行い、一筆ごとに調査図面等に3に基づく区分を記載することにより実施するものとする。

(3) 調査は、農地法第30条第1項に基づく農業委員会により実施される農地の利用の状況についての調査(以下「利用状況調査」という。)と調査手法及び内容が密接に関連していることから、双方の調査で得た情報を相互に活用する等連携に努めるものとする。

#### 5 耕作放棄地の解消分類

市町村・農業委員会は、調査により3の(1)及び(2)に区分された土地(以下「要解消地」という。)について、6に基づき、「営農再開」、「基盤整備後営農再開」又は「保全管理」の分類(以下「解消分類」という。)を行うものとする。

なお、市町村・農業委員会が当該分類を行うに当たっては、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)第5に規定する地域協議会等の耕作放棄地対策を推進する組織(以下「地域協議会等」という。)から意見を求めることが望ましい。

#### 6 解消分類の考え方

(1) 要解消地については、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進等により営農の再開を図るべきであるが、引き受け手がない等特別な事情がある地域については、市町村・農業委員会は、アの判断要素を総合的に検討し、イの判断基準に従って「営農再開」、「基盤整備後営農再開」又は「保全管理」のいずれかに分類するものとする。

## ア 判断要素

### (ア) 耕作者確保の見込み

以下の a 又は b のいずれかに該当する場合には耕作者確保の見込みがあるものとする。

a 要解消地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)による耕作再開

所有者等に耕作再開の意思がある。

b 要解消地において耕作を行い得る者の存在

要解消地の周辺地域において以下の者が存在する。

(a) 規模拡大を志向する地域の認定農業者・集落営農等(他地域からの入作者を含む)

(b) 農業に参入する意向のある N P O 法人、農業協同組合、地場の会社等

(c) 自ら飼料増産を行う畜産農家又は畜産農家と連携し飼料増産を行う者

### (イ) 導入作物の状況

導入作物が決まっている。

## イ 判断基準

### (ア) 「営農再開」

要解消地がアの判断要素の(ア)及び(イ)に該当する場合には、「営農再開」へ分類する(周辺地域に、放牧が可能な畜産農家が存在する場合は、これをもって営農再開へ分類する)。

### (イ) 「基盤整備後営農再開」

要解消地がアの判断要素の(ア)及び(イ)に該当しており、かつ、基盤整備を行う場合は、「基盤整備後営農再開」に分類する。

### (ウ) 「保全管理」

要解消地がアの判断要素の(ア)又は(イ)のいずれかに該当しない場合は、「保全管理」に分類するが、その内容の例示としては以下のとおりである。

a 市民農園、教育ファーム等としての利活用

b 景観作物(コスモス、ひまわり、菜の花等)、緑肥の植栽

c 今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張りその他農地を常に耕作しうる状態に保つ行為

(2) (1)のアの(ア)の耕作者確保の見込みについては、農地法第30条第3項の規定に基づき当該要解消地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその要解消地の所有者)に対して当該要解消地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行った場合の内容、同法第33条第1項の規定に基づき当該要解消地の所有者等から提出された「当該通知に係る当該要解消地の農業上の利用に関する計画」の内容等、当該要解消地の所有者等の耕作の再開についての意向や考え方等を踏まえて判断するものとする。

(3) (1)のイの(ウ)の保全管理は当分の間の措置であり、市町村・農業委員会の指導等により(1)のアの判断要素の(ア)及び(イ)に該当することになった場合は、(1)のイの判断基準に従って「営農再開」又は「基盤整備後営農再開」に分類する。

## 7 耕作放棄地解消計画の策定

### (1) 解消計画の策定

市町村は、計画的な耕作放棄地解消のための基礎資料とするため、地域協議会等の協力を得て解消分類を踏まえた耕作放棄地解消計画（別紙10。以下「解消計画」という。）を策定することとする。

なお、農用地域は、農業に関する公共投資その他の農業振興施策が計画的かつ集中的に実施される農業上重要な区域であるため、解消計画の策定に当たっては、農用地域内における要解消地の解消を優先することとする。

また、農用地域外の要解消地のうち、計画的かつ集中的に農業振興施策を実施すべき要解消地については、農用地域への編入を促進するものとする。

### (2) 解消計画の内容

解消計画には次の事項を記載するものとする。

ア 市町村名、地区名（大字名）

イ 耕作放棄地面積

ウ 農地法に基づく指導内容等

エ 解消分類

- ・営農再開（6の(1)のイの(ア)）
- ・基盤整備後営農再開（6の(1)のイの(イ)）
- ・保全管理（6の(1)のイの(ウ)）

オ 解消主体

カ 解消内容（作付け作物等）

キ 解消に向けた実施計画（各年度の実施内容、活用事業）

## 8 調査結果の取りまとめ

### (1) 耕作放棄地全体調査表（別紙1。以下「調査表」という。）の耕作放棄地区分等の集計及び報告

ア 市町村・農業委員会は、3の(1)、(2)及び(4)に区分された土地について、一筆ごとに調査表の耕作放棄地区分等を記入するとともに、3の(1)及び(2)に区分された土地を市町村単位で集計した市町村要解消地集計表（別紙2）を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。

また、3の(3)及び(4)に区分された土地について、市町村単位で集計した市町村非農地・非農地(判断未了)集計表（別紙3）を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。

イ 都道府県知事は、都道府県要解消地集計表（別紙4）、都道府県非農地・非農地(判断未了)集計表（別紙5）をそれぞれ都道府県単位で集計し、調査年度の1月末日までに地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

### (2) 調査表の解消分類・解消確認の集計及び報告

ア 市町村・農業委員会は、要解消地について一筆ごとに、解消分類の別を調査表に

記入する（別紙1の耕作放棄地解消分類欄に記入）。

(ア) 市町村・農業委員会は、これを市町村単位で集計した市町村耕作放棄地解消分類集計表（別紙6）を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、市町村耕作放棄地解消分類集計表を都道府県単位で集計した都道府県耕作放棄地解消分類集計表（別紙7）を、調査年度の1月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

イ 市町村・農業委員会は、耕作放棄地が解消された場合には、解消を確認した日付を一筆ごとに調査表に記入する（別紙1の耕作放棄地解消確認欄に記入）。

(ア) 市町村・農業委員会は、これを市町村単位で集計した市町村耕作放棄地解消確認集計表（別紙8）を調査年度の1月15日までに都道府県知事へ提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、市町村耕作放棄地解消確認集計表を都道府県単位で集計した都道府県耕作放棄地解消確認集計表（別紙9）を、調査年度の1月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 市町村・農業委員会は、各年度において、解消分類を見直した結果、変更した場合には、調査表（別紙1）の耕作放棄地解消分類欄及び市町村耕作放棄地解消分類集計表（別紙6）を更新するものとする。

### (3) 解消計画の提出

市町村は、各年度の調査終了後に解消計画（別紙10）の策定・見直しを行うこととし、策定・見直しを行った解消計画は、都道府県知事を経由して、調査年度の1月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

### (4) 農業振興地域制度担当部局との連携

本調査の結果は、農業振興地域の整備に関する法律第5条の2（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等）に基づき、農林水産大臣が求めることとなる資料等に活用されることとなるため、調査の実施、とりまとめ、報告等において、市町村の農業振興地域制度担当部局と連携を図ることとする。

また、国・都道府県においても農業振興地域制度担当部局と連携を図ることとする。

## 9 公表

国は、調査結果を集計し、公表するものとする。





(別紙2)

市町村・農業委員会用

### 市町村要解消地集計表

○「当該調査年度までの累計面積」と「当該調査年度に新規に把握した面積」のそれぞれについて、本集計表を提出してください。

○「当該調査年度までの累計面積」の場合は「(累計)」、「当該年度に新規に把握した面積」の場合は「(新規)」を本集計表の「全体調査年度」欄に付記してください。

全体調査年度	〇〇年度(〇〇)
都道府県名	〇〇県
市町村名	〇〇市

**注意)**  
 ◇単位は「㎡」で記入してください。  
 ◇合計面積と全体調査表の合計面積との整合が取れているか確認してください。

耕作放棄地区分のうち「1」「2」それぞれの「要解消地」の集計

年度	耕作放棄地区分																							
	1 (㎡)				用う 域内 地区 農				2 (㎡)				用う 域内 地区 農				合計 = 1 + 2 (㎡)				用う 域内 地区 農			
	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計
〇〇年度																								

記入例)

全体調査表を市町村単位で集計  
 (調査年度の1月15日までに都道府県へ提出)

年度	耕作放棄地区分																							
	1 (㎡)				用う 域内 地区 農				2 (㎡)				用う 域内 地区 農				合計 = 1 + 2 (㎡)				用う 域内 地区 農			
	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計
〇〇年度	16,000	12,000	9,500	37,500	16,000	9,000	1,500	26,500	5,000	0	8,000	13,000	5,000	0	8,000	13,000	21,000	12,000	17,500	50,500	21,000	9,000	9,500	39,500

(別紙3)

市町村・農業委員会用

### 市町村非農地・非農地(判断未了)集計表

○「当該調査年度までの累計面積」と「当該調査年度に新規に把握した面積」のそれぞれについて、本集計表を提出してください。  
○「当該調査年度までの累計面積」の場合は「(累計)」、「当該年度に新規に把握した面積」の場合は「(新規)」を本集計表の「全体調査年度」欄に付記してください。

全体調査年度	〇〇年度(〇〇)
都道府県名	〇〇県
市町村名	〇〇市

注意)  
◇単位は「㎡」で記入してください。

「非農地」と決定した土地の集計

年 度	非農地		用 地 内 農 区	
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)
〇〇年度				

「非農地」との判断には至っていない土地の集計

年 度	非農地(判断未了)		用 地 内 農 区	
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)
〇〇年度				

調査年度の1月15日までに都道府県  
へ提出

記入例)

年 度	非農地		用 地 内 農 区	
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)
〇〇年度	20	20000	15	15000

記入例)

年 度	非農地(判断未了)		用 地 内 農 区	
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)
〇〇年度	20	20000	15	15000















